**視覚障害リハビリテーション協会表彰規定**

（総則）

第１条　本規定は、視覚障害リハビリテーション協会（以下「当協会」という。）が協会会則４条の５に定めて行う表彰に係る必要な事項について定める。

（目的）

第２条　本規定は、当協会の運営・活動及び視覚障害リハビリテーションの普及、啓発、発展において顕著な業績を上げた個人、団体、企業等（以下「個人等」という。）に対し賞を授与し、その功績を称えることを目的とする。

（表彰の種類）

第３条　表彰の種類は原則として次のものとする。

（１）功績賞

　永年に渡り、当協会の運営・活動又は視覚障害リハビリテーションの普及・啓発・発展に多大な貢献のあった個人等

（２）奨励賞

先駆的な試みを行い、その試みによって視覚障害者リハビリテーションの普及・啓発・発展に多大な貢献が期待できる個人等

（３）技術開発賞

　視覚障害者の生活の質の改善やリハビリテーションの発展に功績のあった機器や技術を開発した個人等

（４）論文賞

　前年度の当協会論文誌に掲載された論文のうち最も優秀な論文を執筆した個人等

２　理事会は、当該理事会の出席者の過半数の賛成を得られた場合、上記の賞以外に賞を設け表彰することができる。

（受賞資格）

第４条　受賞者は、原則として、表彰の時点において当協会の正会員、学生会員、維持会員（以下「正会員等」という。）であるものとする。

（表彰の方法）

第５条　表彰は毎年当協会主催の視覚障害リハビリテーション研究発表大会の中で、

表彰の時間を設け、当協会会長により行う。

２　受賞者には表彰状を授与し、受賞者名、受賞内容を当協会論文誌「視覚障害リハビリテーション」に掲載する。

（受賞者の推薦）

第６条　第３条に規定する表彰の推薦者は次の各号に定めるとおりとする。

（１）第３条第１号から第３号に規定する受賞者の推薦は、正会員等とする。

（２）第３条第４号に規定する受賞者の推薦は、論文誌編集委員会が行うものとする。

２　受賞候補者の募集は大会の翌月より毎年事務局が会員に対して行う。

３　受賞候補者の推薦においては、推薦者が次の事項が記載された書面（推薦書と呼ぶ）を当協会事務局に送付する。電子メールによる送付も可とする。

（１）賞の種類　（２）受賞候補者の氏名、勤務先、職名　（３）推薦者全員の氏名、会員番号、勤務先、連絡先　（４）受賞候補者について、対象となる賞に該当する業績等を記した推薦理由（400〜800文字）

（受賞者の決定）

第７条　提出された推薦書をもとに理事会において審議を行い、当該理事会出席者の過半数の承認を得て決定するものとする。

２　受賞者の決定後、事務局は推薦者に結果を通知し、あわせて受賞が決まった本人に通知を行う。

（運営）

第８条　この規定に定めのない事項については、理事会に諮り決定するものとする。

（規定の改廃）

第９条　この規定の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

この規定は、平成２８年５月１１日から施行する。

改定　平成２９年９月６日（第５条）

改定　令和１年１１月３日（第６条、第７条）